法人税法施行令第九条第一項第一号ホ	又は第五十九条）の規定	若しくは第五十九条）又は水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号。以下「水俣特別措置法」という。）第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定
法人税法施行令第九条の二第一項第一号ヘ	）の規定	）及び水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定
法人税法施行令第七十三条第二項及び第七十七条の二第二項	掲げる規定	掲げる規定及び水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定
法人税法施行令第百十六条の三	第二号に掲げる金額	第二号に掲げる金額並びに水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定により法第五十九条第一項に規定する適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される水俣特別措置法第三十条第一項に規定する欠損金額の合計額
法人税法施行令第百十八条	第二号に掲げる金額	第二号に掲げる金額並びに水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定により法第五十九条第二項に規定する適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される水俣特別措置法第三十条第一項に規定する欠損金額及び個別欠損金額の合計額
法人税法施行令第百四十二条の三第四項	）の規定	）並びに水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定
法人税法施行令第百五十五条の十三第二項及び第百五十五条の十三の二第二項	規定を	規定及び水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定を
法人税法施行令第百五十五条の二十七第四項	）の規定	）並びに水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定
法人税法施行令第百五十五条の四十三第二項第五号	までの金額	までの金額並びに水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第百八十三号）第七項（法人税に係る課税の特例）の規定により個別帰属損金額とされた水俣特別措置法第三十条第一項（法人税に係る課税の特例）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額
租税特別措置法施行令第三十六条第五項	第百十二条第十三項	第百十二条第十三項並びに水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号。以下「水俣特別措置法」という。）第三十条第一項

租税特別措置法施行令第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項	第百十二条第十三項	第百十二条第十三項並びに水俣特別措置法第三十条第一項
租税特別措置法施行令第三十九条の九十第六項	第六十二条の九第一項	第六十二条の九第一項並びに水俣特別措置法第三十条第一項
租税特別措置法施行令第三十九条の百二十五第二項及び第三十九条の百二十六第一項	並びに第六十二条第二項	並びに第六十二条第二項並びに水俣特別措置法第三十条第一項
	同法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額	法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額

7　特定事業者が第五項第二号に規定する連結事業年度において法第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けた場合において、当該特定事業者の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第三十条第一項又は第三項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に含まれるものとする。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第五条第七項（救済措置の方針）又は第六条第二項（水俣病被害者手帳）の規定により支給するものとされる療養費の支給に係る療養

財務大臣　与謝野　馨
環境大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　麻生　太郎

省　令

○外務省令第十一号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十五日

外務大臣　中曽根弘文

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十八条」に、「（第三十八条―第四十四条）」を「（第三十九条―第四十一条）」に、「（第四十八条―第五十条）」を「（第四十五条―第四十七条）」に、「（第五十一条）」を「（第四十八条）」に、「（第五十二条―第五十六条）」を「（第四十九条―第五十三条）」に、「（第五十七条・第五十八条）」を「（第五十四条・第五十五条）」に改める。

第一章第八節第三十四条見出し中「調査室及び経済協力開発機構室並びに」を削り、同条第一項中「調査室及び経済協力開発機構室並びに」を削り、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項を同条第二項とする。

第一章第九節中第三十九条を削る。

第一章第九節第三十八条第一項中「評価室」を「評価・広報室及び民間援助連携室並びに」に、「一人」を「二人」に改め、同条第二項中「評価室」を「評価・広報室」に、「外務省の所掌に係る経済協力に関する評価に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の二号を加え、同条を第三十九条とする。

一　外務省の所掌に係る経済協力に関する評価に関すること。

二　経済協力に係る外交政策についての国内広報に関すること。